

人権同和教育を推進するに当たって、知っておくとよいことがたくさんあります。その一部を紹介します。ぜひ参考にしてください。

(1) 現在、国の人権教育はどのような法律に基づいて行われていますか。

国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、推進しています。これは「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」等を踏まえたものです。国連では、「人権教育のための世界計画」を決議し、2010年にはその第2フェーズ(あらゆる学校種の教員や公務員等の人権研修に焦点を当てる)を迎え、各国の人権教育の推進に取り組んでいます。

【人権の教育・啓発に関する国内外の動向】

- 1948(国連)「世界人権宣言」を採択
- 1959(国連)「児童の権利に関する宣言」を採択
- 1994(国連)1995年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を採択
- 1995(日本)「人権教育のための国連10年推進本部」を設置
- 1996(日本)「人権擁護施策推進法」(5年間の限時法)が成立
- 1997(日本)「人権教育のための国連10年推進本部」が「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を決定
- 2000(日本)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立
- 2002(日本)「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定
- 2004(国連)「人権教育のための世界計画」決議を採択
- 2005(国連)「人権教育のための世界計画」行動計画を採択

(3) 「人権課題」と言われますが、何かに規定されているのですか。

「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」では「重要課題」として10項目が示されました。「人権教育・啓発に関する基本計画」では「人権課題」として12項目が示されました。法務省は人権擁護啓発活動年間強調事項として平成22年度は下記の16項目を示し、啓発活動を進めています。人権に関する様々な問題が「人権課題」として取り上げられています。どれも悲しく、痛ましい問題です。教育者として、人権についての理解を一層深めるとともに、子どもの発達の段階に応じて適切に指導していくことが求められます。

(2) 人権教育について、文部科学省ではどのような取組を行っていますか。

2008年に人権教育の指導方法等に関する調査研究会議での審議の結果を「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」として公表し、この趣旨を踏まえた人権教育の推進を教育委員会及び各学校に求めています。ここに示された「学校としての取組の点検・評価」のアンケート項目の例と、本県の人権同和教育で身に付けさせたい認識力・自己啓発力・行動力との関わりを子どもの姿として考えると下記ようになります。2009年には、これを踏まえた教育委員会及び各学校の取組状況の調査結果を公表し、人権教育の一層の充実を求めています。

【法務省人権擁護啓発活動 年間強調事項】(平成22年度)

表記は法務省表記のままです。

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 子どもの人権を守ろう
- 3 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 4 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 5 部落差別をなくそう
- 6 アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 9 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 10 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 11 インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 12 ホームレスに対する偏見をなくそう
- 13 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 14 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 15 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 16 人身取引をなくそう

【確かな人権感覚につながる子どもの姿】

次のような子どもの姿が、それぞれ認識力・自己啓発力・行動力の育っている姿と言えます。日頃の子どもの姿から、人権同和教育の取組を振り返りましょう。

(「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕-実践編-」を基に作成)

行動力～偏見・差別に対して正しく行動する力

- (1) 自分の考えや気持ちを、先生や友だちによく相談している。
- (2) 勉強などのとき、先生や友だちの話をよく聞いている。
- (3) 友だち同士の間で問題が起きたときに、それに向き合って話し合うようにしている。
- (4) 相手と対立したとき、互いの立場を尊重し解決しようとしている。
- (5) 誰かがつらく悲しい思いをしているとき、一緒に考えるようにしている。
- (6) 誰かがいじめや人権侵害を受けているとき、それを止めるようにしている。
- (7) 地域や社会の活動に協力し、よりよい社会づくりに参加している。または、参加したいと思っている。

<他の人とともによりよく生きようとする態度につながる姿>

認識力～偏見・差別を見抜く力

- (1) 人は、誰でも明るくいいきと生活したいと願っていると思っている。
- (2) 考え方や感じ方には、人それぞれ違いがあってよいと思っている。
- (3) 他の人の人権を侵害する行為(相手のいやがること)は、どんな理由があっても行ってはならないと思っている。
- (4) 人権の大切さについては、憲法などの法律に示されていることを知っている。
- (5) 人権課題の現状や歴史的経緯について知っている。

<人権について理解を深めることにつながる姿>

自己啓発力～偏見・差別を改めようとする力

- (1) 自分のよいところを知っている。(気付いている。)
- (2) 先生や家の人のよいところを学んでいる。
- (3) 友だちのよいところを学んでいる。
- (4) 自分と同じように、相手のことを大切にしている。
- (5) 人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている。

<自分の大切さとともに
他の人の大切さを認めている姿>

【ミニ研修】

次の質問の中で、就職試験の質問内容として適切なものはどれでしょう。
あなたの尊敬する人物はだれですか。
あなたの生まれた所はどこですか。
あなたが本사를選んだ理由は何ですか。

基本的人権を尊重し、応募者本人の適性と能力を基準とした公正な採用選考が行われ、全ての人々の就職の機会均等が保障されることが求められます。次の質問は「してはならない質問」の例です。
・本籍地などに関する質問
・家族の職業に関する質問
・家の所在地や環境に関する質問
・家の資産、家族の収入に関する質問
・思想、信条等に関する質問

答え：(参照：「公正な採用選考のしおり」岐阜労働局)